郡山市長 椎 根 健 雄

## 郡山市条例第25号

郡山市税条例の一部を改正する条例

郡山市税条例(昭和40年郡山市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後 (公示送達) 第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項(同条第2項に規 定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則 (昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。) 第1条の8第1

項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置 く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を郡山市公告式条例( 昭和40年郡山市条例第2号) 第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又 は公示事項を郡山市役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの

閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとす

る。

(納税証明事項)

第8条 施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭 和26年法律第185号) 第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪 の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納 している場合においてその旨とする。

(所得控除)

第19条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げ|第19条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げ る者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定に より雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛 金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控

(公示送達)

第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、郡山市公告式条例(昭和40 年郡山市条例第2号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行なうも のとする。

改正前

(納税証明事項)

第8条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」と いう。) 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26 年法律第185号) 第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小 型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納して いる場合においてその旨とする。

(所得控除)

る者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定に より雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛 金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控 除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。(市民税の申告)

第26条 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5 号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただ し、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公 的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給 与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外 の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年 金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48) 条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生 命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額 (所得割の納税義務者 (前年の合計所得金額が900万円以下であるものに 限る。) の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一に する配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控 除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第 4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条 第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号及び第 27条の3第1項において同じ。) (前年の合計所得金額が85万円以下であ るものに限る。) に係るものを除く。) の控除又はこれらと併せて雑損控 除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の 金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若 しくは第22条の2第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促 進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規 定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において 除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第26条 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5 号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただ し、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公 的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給 与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外 の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年 金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48 条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生 命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額 (所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに 限る。) の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一に する配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控 除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。) 若しくは法第314条 の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若 しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の 控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは 第22条の2第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第 2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する 特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。 ) に係る部分を除く。) 及び第2項の規定により控除すべき金額(以下こ の条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするも のを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者 同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第12条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2~10 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

- 第27条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を 提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。
- )で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項 に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。
- )から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定める ところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経 由して、市長に提出しなければならない。
- (1)・(2) (略)
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) (略)

2~6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第41条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。

」という。) については、この限りでない。

2~10 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第27条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を 提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。

- )で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項 に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。
- )から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定める ところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経 由して、市長に提出しなければならない。
- (1) (2) (略)
- (3) 扶養親族の氏名
- (4) (略)

2~6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第41条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。

第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1) (2) (略)
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) (略)

2~5 (略)

附 則

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

- 第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第79条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第79条第1号才に掲げる加熱式たばこをいい、第80条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第81条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第79条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。
  - (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。) を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので 巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを

第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1) (2) (略)
- (3) 扶養親族の氏名
- (4) (略)

2~5 (略)

附則

施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量 (フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合に あっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用 を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のも のの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が 行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこ の品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し 、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量 に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとす る。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第80条の2の規定により製造たば ことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号 ただし書の規定は、適用しない。
  - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
  - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第80条の2の規定により製造た ばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式た

<u>ばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であっ</u> て当該加熱式たばこのみの品目のもの。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第19条、第26条第1項ただし書、第27条の2第1項第3号及び第27条の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
  - (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
  - (3) 第6条及び第8条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日 (公示送達に関する経過措置)
- 第2条 この条例による改正後の郡山市税条例(以下「新条例」という。)第6条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

- 第3条 新条例第19条及び第26条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第26条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族 (同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号及び第27条の3第1項において同じ。) (前年の合計所得金額が85万円以下であ るものに限る。)に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第27条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第26条第 1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第27条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき この条例による改正前の郡山市税条例(以下「旧条例」という。)第26条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第27条の2第1項及び第 3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第27条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同 法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第27条の3第1項の規定による 申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第27条の3第1項の規定による申告書については、なお従前 の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2 第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、郡山市税条例第79条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第81条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
  - (1) 郡山市税条例第81条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。) の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
  - (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。